

紛争鉱物管理方針

独立行政法人造幣局

独立行政法人造幣局は、紛争やテロリストへの資金供与、人権侵害、マネーロンダリングへの関与を未然に防止するとともに、環境及び持続可能性の責任に取り組むため、下記のとおり、紛争鉱物地金に関する体制を整備し、管理を行います。

記

1. 範囲

金地金及び銀地金を、管理地金として管理の対象とします。

2. 組織体制及び責任

紛争鉱物地金の不使用の推進に関する責任者として、推進責任者を選任します。また、推進責任者の下、紛争鉱物地金の不使用の推進に関する指導及び必要な指示を行う者として、遵守責任者を選任します。

3. 高リスクな管理地金の判断基準

紛争地域（コンゴ民主共和国及び周辺9か国を含む）、テロリストへの資金供与、人権侵害、マネーロンダリングに関わる管理地金を、高リスクな管理地金と判断します。

4. 管理地金に対するデュー・ディリジェンス

管理地金については、デュー・ディリジェンスを実施し、リスク評価を行います。リスク評価の結果、管理地金が紛争地域に由来するものであると判明した場合、又は管理地金が紛争やテロリストへの資金提供、人権侵害、マネーロンダリングに関与していることが判明した場合のほか、環境及び持続可能性の責任を果たせないことが判明した場合は、業務を行いません。

5. 管理地金に関するモニタリング

管理地金については全て現物確認を行い、デュー・ディリジェンスの情報との整合性を確認します。

6. 記録の保管

管理地金に関する記録は、保管期間を定め、適正に保管します。

7. 教育訓練の実施

紛争鉱物地金の不使用の推進に携わる全ての者に対し、必要とされる教育訓練を継続的に実施します。

8. 第三者監査の実施

紛争鉱物地金の管理体制及び実施状況について、定期的に独立した第三者機関による監査を実施します。

以上

制定年月日：平成28年3月28日

最終改定日：令和3年1月21日

紛争鉱物地金の不使用を推進する責任者（推進責任者）
造幣局理事 村田 敏